

第 3 委員会報告資料

国家戦略特区「福岡市グローバル創業・雇用創
出特区」の取組みについて

平成 27 年 12 月
経済観光文化局

1 国家戦略特区について

経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が定めた国家戦略特別区域（以下「国家戦略特区」という。）において、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するもの。

福岡市は、東京圏、関西圏などとともに全国で6つ（現在は地方創生特区を合わせ9つ）の国家戦略特区の一つとして指定を受けている。

2 経緯 ※ 最近の経済観光文化局関連事業に関する主なもの

- H26. 5. 1 国家戦略特区の区域を定める政令の公布・施行及び区域方針の決定
- H27. 3. 25 第3回区域会議開催
- H27. 6. 30 「日本再興戦略」改訂2015 閣議決定（電波法に関する規制改革について記載 [資料1](#)）
- H27. 7. 28 第1回スタートアップ分科会開催
- H27. 9. 26 エリアマネジメントに係る道路法の特例を活用したイベント「FUKUOKA STREET PARTY 2015～Music Avenue～（～9.27）」のほか、下記を実施

開始月日	イベント名
10.17	博多千年門灯明まつり
10.28	MICEサポートセミナー交流会
11. 5	第10回アジア・オセアニア神経放射線学会Welcome Reception
11. 6	ハカタストリートマーケット（～12.4）
11.21	承天寺通りトワイライトイベント（～11.23）
11.28	日本環境変異原学会第44回大会市民公開講座ライブ中継

- H27. 10. 14 第4回区域会議開催（後掲3参照）

- H27. 12. 16 与党税制改正大綱決定 [資料2](#)

3 第4回区域会議（H27. 10. 14）の概要（福岡市区域会議関係のみ記載※1）

※1 当日は、東京圏、関西圏、養父市及び仙北市との合同会議の形式で開催

(1) 出席者

石破茂 国家戦略特区担当大臣，高島宗一郎 福岡市長，高崎繁行 西日本鉄道株式会社取締役専務執行役員，福岡資麿 内閣府副大臣，牧島かれん 内閣府大臣政務官，竹中平蔵 国家戦略特区諮問会議有識者議員，八田達夫 国家戦略特区諮問会議有識者議員，原英史 国家戦略特区WG委員 ほか

(2) 議事の概要

ア 認定申請を行う区域計画（案）について

次の①～③を盛り込んだ区域計画（案）を協議・決定

- ① エリアマネジメントに係る道路法の特例（[別紙1](#) 参照）
- ② 創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例（[別紙2](#) 参照）
- ③ NPO法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例
当該特例を活用し，NPO法人の設立を迅速化

イ その他（福岡市の提案）

福岡市より，今後，活用を見込む特定事業及び新たな規制・制度改革等について提案（詳細は，[別紙3](#) 及び [別紙4](#) 参照）

国家戦略道路占用事業の拡充について

1 事業概要

本市の区域計画で定められた各地域団体等が、国家戦略特別区域法第 17 条に規定する「道路法の特例」を活用し、それぞれの公道を活用した賑わい創出のためのイベント等を開催することにより、MICE の魅力向上及び更なる誘致促進を図る。

2 拡充内容

以下の⑤～⑩の地域団体等及び道路の区域を新たに追加することにより、更なるまちの賑わい創出と MICE の誘致促進を図るもの。

※参考：平成 26 年 9 月認定済の地域団体等及び区域

①公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー

- ・天神 15 号線（新天町メルヘン広場）、天神 1577 号線（パサージュ広場）、
上川端 322・326・327 号線（川端商店街）

②We Love 天神協議会

- ・天神 18 号線（きらめき通り）

③博多まちづくり協議会

- ・博多駅前線（はかた駅前通り・住吉通り）、博多停車場線（大博通り）、
博多駅山王線（筑紫口中央通り）

④御供所まちづくり協議会

- ・博多駅前 10 号線（承天寺通り）

⑤一般財団法人福岡コンベンションセンター

- ・石城町 487 号線（福岡国際センター前～福岡国際会議場前）

⑥西日本鉄道株式会社

- ・千代今宿線（天神明治通り）

⑦福岡地所株式会社

- ・千代今宿線（天神明治通り）

⑧中洲町連合会

- ・中洲 361・332 号線（中洲中央通り）

⑨上川端商店街振興組合

- ・上川端 326・327 号線（上川端商店街）

⑩川端中央商店街振興組合

- ・上川端 322 号線（川端中央商店街）

3 新たに拡充が認められた道路区域の範囲

1/8000



国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業について

概要)

「国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業」とは、国家戦略特別区域法の改正（平成 27 年 9 月 1 日施行）により、国家戦略特別区域内において外国人の創業に関する在留資格要件を国が特例的に認めることとなったもの。

経緯)

第 4 回福岡市国家戦略特別区域会議（平成 27 年 10 月 14 日開催）において同事業の活用を盛り込んだ福岡市国家戦略特別区域区域計画案が作成され、内閣総理大臣の認定を受け、本市において外国人創業活動促進事業が実施されることになったもの。

前提)

外国人が日本に上陸し滞在する場合は、活動内容に応じた在留資格が必要であり、創業する場合は「**経営・管理**」の在留資格が必要。

1 今回の法改正による外国人が創業する際の特例措置の概要

(1) 従来の「経営・管理」の在留資格の要件等

- ①要件：上陸時に（ア）及び（イ）が必要
（ア）事業を行う事務所の確保
（イ）次のいずれか
 - a 「2 名以上の常勤職員を雇用している」
 - b 「資本金の額又は出資の総額が 500 万円以上」
- ②在留期間：要件を満たせば 4 ヶ月の在留資格が出される。
- ③課題等：上陸時には要件をそろえておく必要あり、創業のハードルになっている。

(2) 外国人創業活動促進事業の内容

本制度は、上陸時に上記要件を満たしていない場合でも、地方公共団体から国家戦略特区の区域方針等に沿ったものであるか等の確認を受けた外国人については、上記要件を上陸後 6 ヶ月が経過するまでに満たせばよいこととし、国家戦略特別区域内での創業活動を特例的に認めるもの。

(手順)

- ① 外国人は創業活動計画などを作成し、地方公共団体に創業活動確認の申請を行う。
- ② 地方公共団体は、中小企業診断士等の専門家の意見を踏まえ、その計画が、上記要件の規模に該当する見込みがあるかなどといった確認を行い、適切であると確認できれば確認証明書を交付する。
- ③ 外国人は、その確認証明書を基に入国管理局に申請し、在留が認められた場合は 6 ヶ月の在留期間中の進捗確認等が地方自治体に求められる。

2 福岡市の対応

(1) スタートアップカフェを活用した福岡市独自の支援

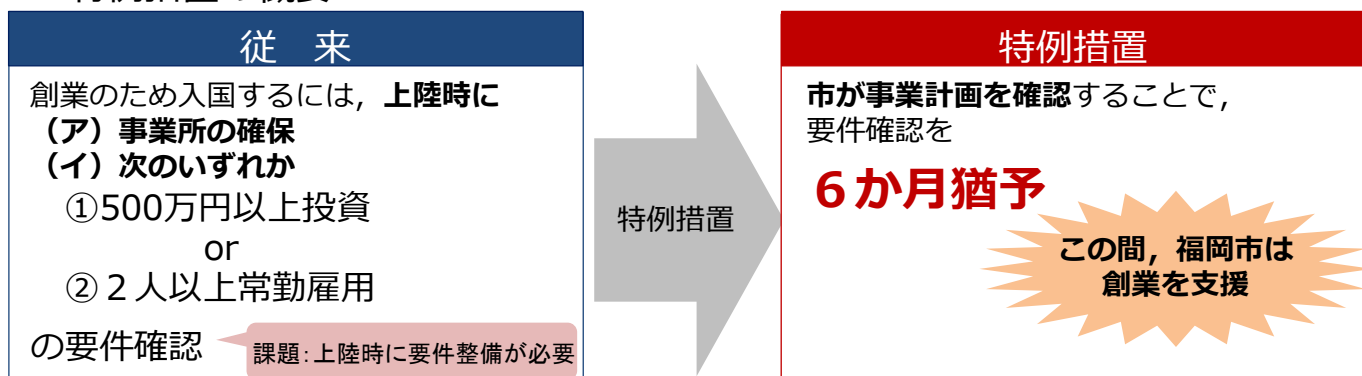
外国人の創業や手続きに関する相談等をワンストップでスタートアップカフェにて実施し、コンシェルジュだけでなく、弁護士、行政書士や税理士などの専門家による支援も可能。

(2) 外国人創業活動促進事業の受付開始

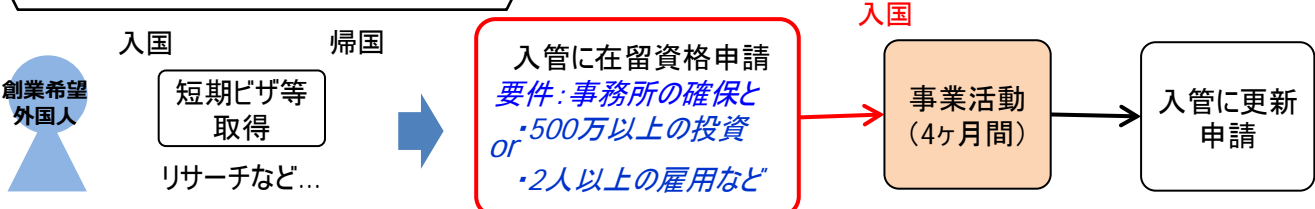
平成 27 年 12 月 9 日より開始



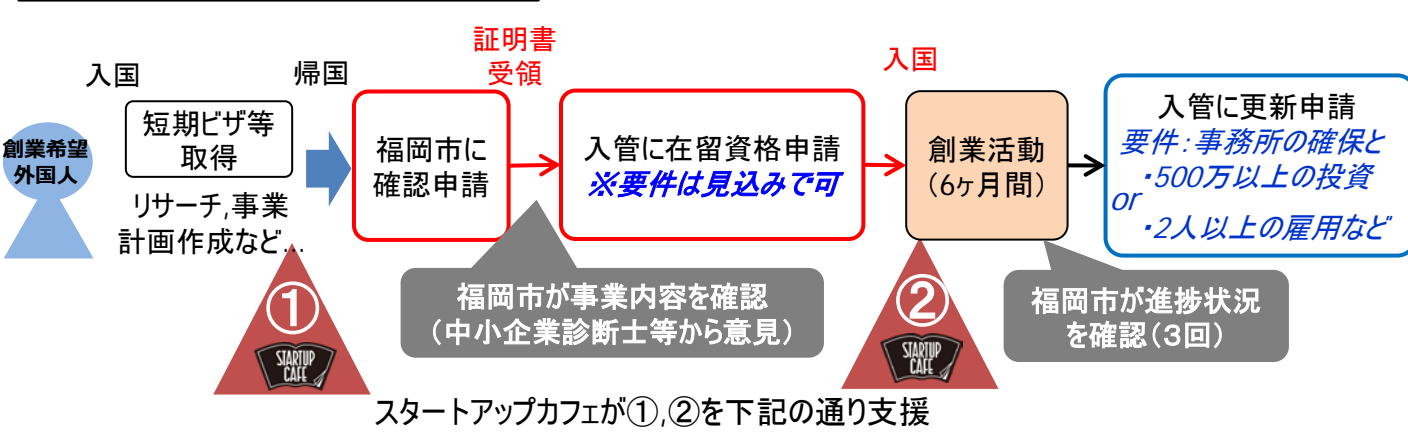
1. 創業外国人が日本で創業するには
 - ・活動内容に応じた在留資格が必要
 - ・創業する場合は「経営・管理」の在留資格に該当
2. 特例措置の概要



(1) 従来の「経営・管理」の在留資格



(2) 外国人創業活動促進事業の内容



(3) スタートアップカフェを活用した福岡市独自の支援

スタートアップカフェコンシェルジュや弁護士, 行政書士や税理士などの専門家が支援



3. 外国人創業活動促進事業受付開始: 平成27年12月9日

「法人設立ファストレーン」の創設について

1 趣旨

起業・開業促進のため、登記、税務、年金、定款認証等の創業時に必要な各種申請のための窓口を集約した「開業ワンストップセンター」において相談を含めた総合的な支援を実施するとともに、通常、公証役場で行われる定款認証について同センターで行うもの

2 根拠法令

国家戦略特別区域法第 12 条の 2（公証人法の特例）

同法 第 36 条の 2（新たに法人を設立しようとする者に対する援助）

3 概要

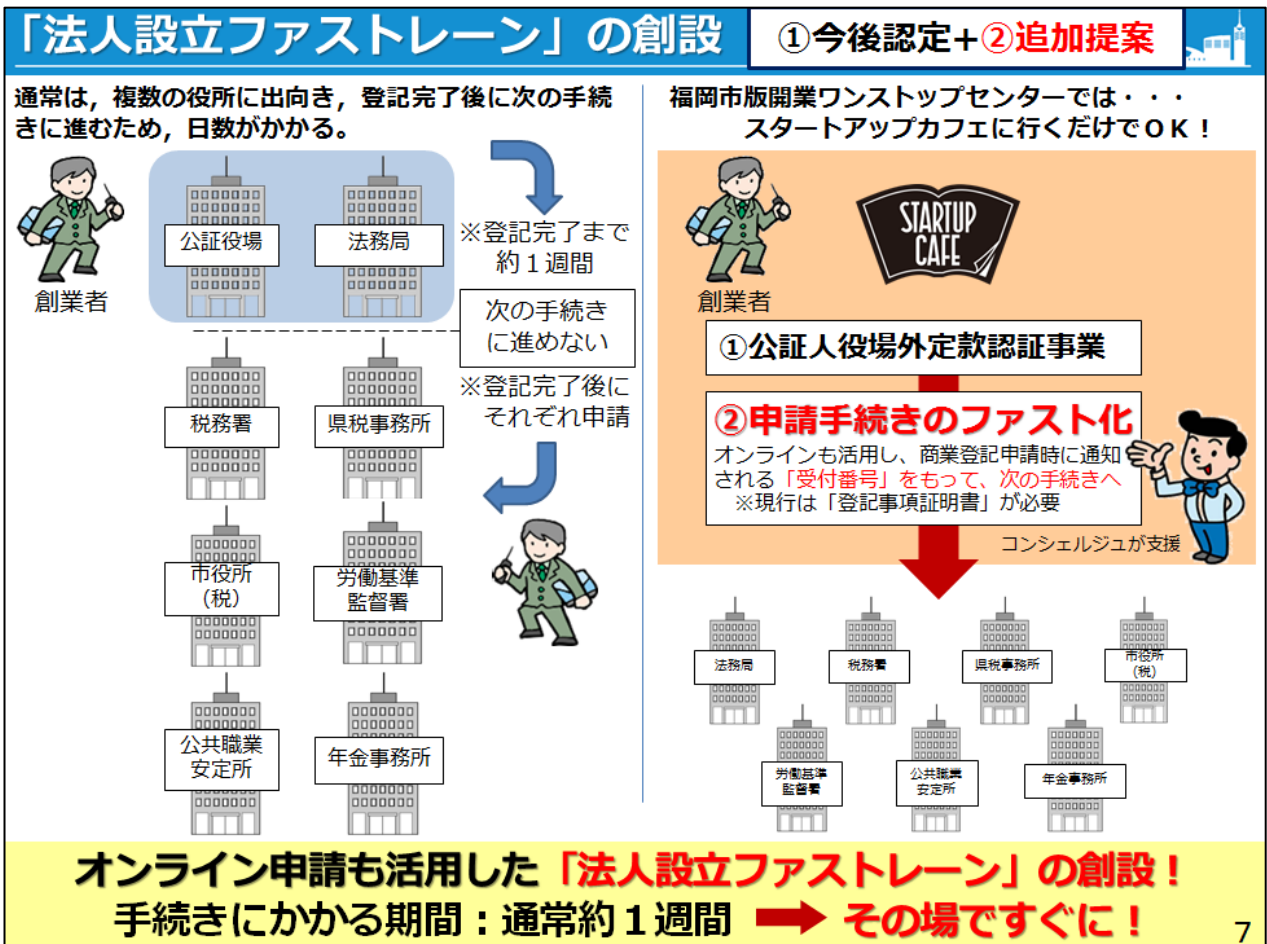
下図参照

4 設置場所

スタートアップカフェ（予定）

5 設置予定時期

国と協議中



官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化について

1 趣旨

スタートアップ企業における優秀な人材の確保のため、国、自治体、民間企業等に勤務する者がスタートアップ企業で働きやすくする仕組み（スタートアップ企業と官民人材とのマッチングや国家公務員の退職手当の特例等）を構築するもの

2 根拠法令

国家戦略特別区域法第 19 条の 2（国家公務員退職手当法の特例）

同法

第 36 条の 3（創業者が行う事業の実施に必要な人材の確保のための創業者等に対する援助）

3 概要

下図参照

4 設置場所

スタートアップカフェ（予定）

5 設置予定時期

国と協議中

官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化（案）
今後認定

スタートアップ企業の成長初期における一番の課題は
質の高い人材の確保

（出典）中小企業白書2013

スタートアップ企業と官民人材とのマッチング

※国家公務員の退職手当の特例（特定事業）も活用

＜福岡市の特色＞

経済団体と連携して、公務員のみならず民間の人材移動の柔軟化も図る。

質の高い人材



スタートアップ企業

スタートアップカフェで
マッチング

8
（年度内開始予定）

「日本再興戦略」改訂 2015（抄）

—未来への投資・生産性革命—

（平成 27 年 6 月 30 日 閣議決定）

第二 3つのアクションプラン

一. 日本産業振興プラン

5. 立地競争力の更なる強化

5-1. 「国家戦略特区」の実現／公共施設等運営権等の民間開放（PPP/PFI の活用拡大）、
空港・港湾など産業インフラの整備／都市の競争力の向上

（3）新たに講ずべき具体的施策

ii）残された集中取組期間における国家戦略特区の加速的推進

b) 更なる規制改革事項等の実現

（遠隔診療や小型無人機などの「近未来技術実証」の推進）

⑤ 小型無人機の実証等に関する無線局免許の迅速化

- ・ 特区内における小型無人機の活用に関する実証実験や、ベンチャー企業等による製品開発等を推進するため、現在の特定実験試験局制度を見直し、混信等の問題を発生させないための調整をよりきめ細かく行うこと等により、免許が可能な範囲として告示する地域を、現在の地方支分部局の管轄区域ごとかから市町村単位等ニーズに応じて柔軟に設定するとともに、迅速な手続の下、現在Wi-Fi等で広く活用されている周波数帯であっても、これを活用可能とする。

平成 28 年度税制改正大綱（抄）

平成 27 年 12 月 16 日 自由民主党・公明党

第一 平成 28 年度税制改正の基本的考え方

3 地方創生の推進・特区に係る税制上の支援措置

(3) 国家戦略特区・国際戦略総合特区

国家戦略特区の「岩盤規制改革の突破口」という制度趣旨を踏まえ、大胆な規制改革によって生まれる革新的なビジネスの成長を支援するため、そうしたビジネスの担い手となる創業後 5 年以内の企業について、一定要件の下で課税所得の 2 割を控除する制度を導入する。

他方、国際戦略総合特区も含めた特区関係の税制のあり方については、区域の設定状況や各区域の事業の実施状況を見極めつつ、各税制措置の役割分担の整理や、特区に指定されなかった地域とのバランスの確保等の観点から、引き続き検討する。

なお、特区の事業が十分な効果を発揮するためには、国、地方公共団体及び民間事業者の緊密な連携が必要であり、事業推進のため、地方公共団体をはじめ地方における関係者の自主的な取組みが求められる。

第二 平成 28 年度税制改正の具体的内容

三 法人課税

3 その他の地方創生の推進・特区に係る税制上の支援措置

(国 税)

〔新設・拡充〕

(3) 国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除制度の創設

国家戦略特別区域法の改正により法人の指定制度が創設されることを前提に、青色申告書を提出する内国法人で、国家戦略特別区域の指定の日以後に設立され、同区域内に本店又は主たる事務所を有し、専ら特定事業（注 1）を営むものであって、国家戦略特別区域法の改正法の施行の日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に国家戦略特別区域担当大臣の指定を受けた法人（同区域外の事業所において一定の業務（注 2）以外の業務を行わないものであること、その事業所に勤務する従業員の数の合計がその法人の常時使用する従業員の数の 20% 以下であること等の要件を満たすものに限る。）については、その設立の日から 5 年間、所得の金額の 20% の所得控除ができることとする。

(注 1) 本措置の対象となる特定事業は、国家戦略特別区域法の規制の特例措置が重要な役割を果たす事業で、医療、国際及び農業分野の事業並びに「インターネットその他の情報通信技術を活用し、物品による情報の収集、蓄積、解析又は発信及び当該情報を活用した物品の自律的な作動を可能とするために必要な技術の研究開発又はその成果を活用した一定の事業」とする。

(注 2) 一定の業務とは、調査、広告宣伝等の業務（補助的なものに限る。）とする。

なお、この措置の適用を受ける事業年度においては、国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除制度及び国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度は、適用しないこととする。

※ 下線は福岡市経済観光文化局